

## 申請書記載事項変更届出書記載要領

- 金融機関の経営革新等支援機関のうち、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会等はその主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）、財務支局長（財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄する区域にあつては当該財務事務所長又は出張所長）、主要行等（金融庁告示第64号にて指定する金融機関）は金融庁長官へ変更届出書の正本2部を提出して下さい。
- また、上記以外の既存の中小企業支援者（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業診断士）、税理士、公認会計士、弁護士等の士業関係、民間コンサルティング会社、NPO法人等は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）へ変更届出書の正本2部を提出して下さい。
- 記載内容等で判断に迷う場合は、お近くの経済産業局、財務（支）局へお尋ね下さい。

様式第2（第3条関係）

・申請書一式の正本2部を主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局へ提出すること。

平成●●年●●月●●日

東北財務局長 池田 潤 殿  
東北経済産業局長 相樂 希美 殿

宛名は、この様に2段書きで記載する。

・住所は主たる事務所の所在地を記載すること。法人の場合は、登記簿謄本上の本店の所在地を記載すること（表記は登記簿謄本と揃えること）。  
・氏名は代表権を持つ者の氏名を記載すること。  
・押印は、実印を使用のこと（印鑑証明は不要）。  
・ID番号を必ず記載すること（ID番号は各経済産業局のホームページ上の経営革新等支援機関一覧で確認ください）。

住所 ●●県●●市●● ●—●—●

●●●●事務所

氏名 代表 東北 太郎

ID番号 (●●●●●●●●●●●●●●)

実印

### 申請書記載事項変更届出書

中小企業等経営強化法第26条第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

・「1. 変更事項」について、変更項目が多い場合は「別添資料のとおり」と記載し変更事項が確認できる資料を添付すること。また、何が、どのように変更されるのかを明確に記載し、必要に応じて新旧対照表等を使用すること。

・変更内容ごとに必要となる添付書類は別紙「添付・付属書類一覧」を参照のこと。

1. 変更事項  
(変更前)

<1. 変更事項>の記載例

例1: 商号変更により会社名変更

(変更前) ○○株式会社 商号変更により会社名変更

(変更後) ▲▲株式会社

(変更後)

例2: 組織再編による実施体制の追加

(変更前) 本店(□□部)、○○支店(□□部)

(変更後) 本店(□□部)、○○支店(□□部)、△△支店□□部)

2. 変更年月日

3. 変更理由

例3: 主たる(従たる)事務所の所在地の変更

(変更前) 本店: ●●県●●市●● ●—●—●

(変更後) 本店: ●●県●●市●● ▲—▲—▲

(備考)

1 申請者が法人である場合において、住所及び氏名は、法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の

<3. 変更理由>の記載例

2 用紙の大きさは、

例1: 商号変更により、会社名を変更したため。

例2: 組織再編により、実施体制に△△支店(□□部)の追加を行うこととなったため。

例3: 事務所の移転を行ったため。

別紙「添付・付属書類一覧」

① 変更後に遅滞なく届け出る事項

法第26条第3項第1号	必要となる添付書類等
(個人の場合) ・氏名 ・住所	・土業の場合は、各所属団体が発行する証明書等の正本1部、写し1部（税理士証票など、写し2部の提出で足りる場合もあります）。 ・土業以外の場合は、変更内容が確認できる書類（青色申告書や確定申告など）の写し2部
(法人の場合) ・代表者氏名 ・法人名称 ・住所（主たる事務所の所在地）	□登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書の正本1部、写し1部（変更後の代表者の氏名に加え、フリガナ、性別、生年月日、住所（自宅）を記載すること）。
法第26条第3項第2号	必要となる添付書類等
・事務所の所在地  (従たる事務所も含む)	□法人の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書の正本1部、写し1部。 ・個人の土業の場合は、各所属団体が発行する証明書等の正本1部、写し1部（税理士証票など、写し2部の提出で足りる場合もあります）。 ・個人の土業以外の場合は、変更内容が確認できる書類（青色申告書や確定申告など）の写し2部。

② 変更前にあらかじめ届け出る事項

法第26条第3項第3号イ	必要となる添付書類等
・取り扱うことができる相談内容	不要
法第26条第3項第3号ロ	必要となる添付書類等
・統括責任者、統括責任者を補佐する者	□実務経験証明書の正本1部、写し1部 □専門的知識を有する証明書（※2）の正本1部、写し1部 □支援者からの関与を有する証明書（※3）の正本1部、写し1部 □実践力判定試験合格証書（※4）の写し2部 □専門的知識判定試験合格証書（※4）の写し2部 （※2）変更対象者が、「2. 経営革新計画等の策定を行う際に、主たる支援者として関与した計画」における、「主たる支援者の氏名」に該当する場合であって、変更することにより認定基準を満たさなくなる場合に限る。なお、認定書の写し添付が必要。 （※3）「専門的知識を有する証明書」を提出する場合に限る。 （※4）認定に際し、独立行政法人中小企業基盤整備機構の研修を受講し、試験に合格した場合であって、変更することにより、認定基準を満たさなくなる場合に限る。 ・なお、あらかじめ届けられることが難しい場合は、事後は発生後に早急に届け出ること。
・役員	□登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書の正本1部、写し1部（変更後の役員の氏名に加え、フリガナ、性別、生年月日、住所（自宅）を記載すること）。 【留意点】 ・ここでいう変更の対象は、登記簿謄本等に掲載されている役員に限る。また、同じ役員の役職（例：常務取締役→専務取締役）や住所（自宅）にのみ変更が生じた場合は、届出不要。あらかじめ届け出ることが難しい場合、変更後の登記簿等が準備できた段階で、早急に届け出ること。
・支援業務窓口	不要 【留意事項】 ・ここでいう変更の対象は、窓口の名称変更、追加、廃止、統合等を含む。 ・支援業務窓口の変更に伴い、電話番号、取り扱うことのできる相談内容等に変更が生じた場合、当該変更内容についても併せて記載すること。

- (注1) 「代表者の氏名」は「役員」の氏名にも該当するが、「①変更後に遅滞なく届け出る事項」と「②変更前にあらかじめ届け出る事項」の2回に分けて届け出る必要はなく、書類が揃い次第、1回にまとめて届け出ることも可能とする。
- (注2) 主たる事務所でのみ経営革新等支援業務を行っており、当該事務所の所在地に変更が生じた場合、法第26条第3項第1号に規定する「住所」、または法第26条第3項第2号に規定する「事務所の所在地」のどちらか1つの変更を届け出ることで足りる。
- (注3) 認定または更新申請の際に、変更後の支店名、所在地、電話番号に関する情報が掲載されるHPのリンク先を、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局または財務局に届け出ている場合には、書面での届出に替え、簡易な方法（電子メール）での届出とすることも可とする。
- (注4) 役員（代表者を除く）に変更が生じたときの届出は、原則として、文書により行うものとする。ただし、他の法令や定款等で反社会的勢力等を排除するための欠格条項等についての定めがあり役員構成の記載を省略している場合にはこの限りではない。
- (注5) 事務所の所在地の変更に伴い、事務所の名称、支援業務窓口、電話番号、取り扱うことのできる相談内容等に変更が生じた場合、当該変更内容についても併せて記載すること。この場合、「①変更後に遅滞なく届け出る事項」と「②変更前にあらかじめ届け出る事項」の2回に分けて届け出る必要はなく、書類が揃い次第、1回にまとめて届け出ることも可能とする。